

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年2月21日(2008.2.21)

【公開番号】特開2006-195653(P2006-195653A)

【公開日】平成18年7月27日(2006.7.27)

【年通号数】公開・登録公報2006-029

【出願番号】特願2005-5484(P2005-5484)

【国際特許分類】

G 0 7 B 15/00 (2006.01)

【F I】

G 0 7 B 15/00 5 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月7日(2008.1.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

利用者が提示した全ての無線通信機器に記憶されている情報を読み取る読取手段と、

この読取手段により乗車券情報が読み取られた無線通信機器の中から予め設定されている条件に応じて使用すべき乗車券情報が記憶されている無線通信機器を選択する選択手段と、

この選択手段により選択した無線通信機器の乗車券情報に基づいて当該利用者の通行の可否を判定する通行判定手段と、

この通行判定手段による通行の可否判定に応じて当該利用者の通行を制御する通行制御手段と、

前記通行判定手段により当該利用者の通行を許可すると判定した場合、前記選択手段により選択した乗車券情報が記憶されている無線通信機器に対して前記通行判定手段による判定結果に基づく情報を書き込む書込手段と、

を有することを特徴とする自動改札機。

【請求項2】

前記予め設定されている条件は、最も料金が安くなるという条件であり、前記選択手段は、前記読取手段により各無線通信機器から読み取った複数の乗車券情報から最も料金が安くなる乗車券情報が記憶されている無線通信機器を選択する、

ことを特徴とする前記請求項1に記載の自動改札機。

【請求項3】

利用者が提示した全ての無線通信機器に記憶されている情報を読み取る読取手段と、

この読取手段により乗車券情報が読み取られた無線通信機器の中から当該利用者の指定に基づいて使用する乗車券情報が記憶されている無線通信機器を選択する選択手段と、

この選択手段により選択した無線通信機器の乗車券情報に基づいて当該利用者の通行の可否を判定する通行判定手段と、

この通行判定手段による通行の可否判定に応じて当該利用者の通行を制御する通行制御手段と、

前記通行判定手段により当該利用者の通行を制御すると判断した場合、前記選択手段により選択した乗車券情報が記憶されている無線通信機器に対して前記通行判定手段による判定結果に基づく情報を書き込む書込手段と、

を有することを特徴とする自動改札機。

【請求項 4】

前記選択手段は、前記読取手段により乗車券情報を読み取った各無線通信機器に対応する操作ボタンへの指示入力に基づいて無線通信機器を選択する、

ことを特徴とする前記請求項 3 に記載の自動改札機。

【請求項 5】

前記選択手段は、前記読取手段により乗車券情報を読み取った無線通信機器のうち当該利用者が再度提示した無線通信機器を選択する、

ことを特徴とする前記請求項 3 に記載の自動改札機。

【請求項 6】

さらに、前記読取手段により各無線通信機器から読み取った情報に基づいて有効な入場処理が施されている無線通信機器が存在するか否かを判断する判断手段を有し、

前記通行制御手段は、さらに、前記判断手段により有効な入場処理が施されている無線通信機器が存在しないと判断した場合、当該利用者の通行を不許可とする、

ことを特徴とする前記請求項 1 または 3 の何れかに記載の自動改札機。

【請求項 7】

さらに、提示された無線通信機器が同一の利用者により提示されたものであるか否かを判断する判断手段を有し、

前記選択手段は、前記判断手段により同一の利用者であると判断した無線通信機器から無線通信機器を選択する、

ことを特徴とする前記請求項 1 または 3 の何れかに記載の自動改札機。

【請求項 8】

さらに、人間の位置を検知する検知手段を有し、

前記判断手段は、前記検知手段により検知された人間の位置に基づいて提示された無線通信機器が同一の利用者により提示されたものであるか否かを判断する、

ことを特徴とする前記請求項 7 に記載の自動改札機。

【請求項 9】

前記判断手段は、前記読取手段により各無線通信機器から読み取った情報に基づいて提示された無線通信機器が同一の利用者により提示されたものであるか否かを判断する、

ことを特徴とする前記請求項 7 に記載の自動改札機。

【請求項 10】

利用者によって提示された複数の無線通信機器に記憶されている乗車券情報をそれぞれ読み取る読取手段と、

この読取手段により前記乗車券情報が読み取られた前記無線通信機器の中から予め設定されている条件に応じて使用すべき乗車券情報が記憶されている無線通信機器を選択する選択手段と、

この選択手段により選択された無線通信機器の乗車券情報に基づいて前記利用者の通行の可否を判定する通行判定手段と、

この通行判定手段による通行の可否判定に応じて当該利用者の通行を制御する通行制御手段と、

前記通行判定手段により当該利用者の通行を許可すると判定した場合、前記選択手段により選択した乗車券情報が記憶されている無線通信機器に対して前記通行判定手段による判定結果に基づく情報を書き込む書込手段とを備え、

前記予め設定されている条件は、前記無線通信機器の発行会社であり、前記選択手段は、前記読取手段により各無線通信機器から読み取った複数の乗車券情報から前記無線通信機器の発行会社を条件として無線通信機器を選択すること

を特徴とする自動改札機。

【請求項 11】

利用者によって提示された複数の無線通信機器に記憶されている乗車券情報をそれぞれ読み取る読取手段と、

この読取手段により前記乗車券情報が読み取られた前記無線通信機器の中から予め設定されている条件に応じて使用すべき乗車券情報が記憶されている無線通信機器を選択する選択手段と、

この選択手段により選択された無線通信機器の乗車券情報に基づいて前記利用者の通行の可否を判定する通行判定手段と、

この通行判定手段による通行の可否判定に応じて当該利用者の通行を制御する通行制御手段と、

前記通行判定手段により当該利用者の通行を許可すると判定した場合、前記選択手段により選択した乗車券情報が記憶されている無線通信機器に対して前記通行判定手段による判定結果に基づく情報を書き込む書込手段とを備え、

前記予め設定されている条件は、最も料金が安くなる条件であり、前記選択手段は、前記読取手段により各無線通信機器から読み取った複数の乗車券情報から最も料金が安くなる乗車券情報が記憶されている無線通信機器を選択すること

を特徴とする自動改札機。